

美浜発電所 1、2号機の廃止措置計画の変更認可申請について

2021年7月29日

関西電力株式会社

当社は、美浜発電所 1、2号機の廃止措置計画^{※1}について、本日、原子炉等規制法^{※2}に基づき、原子力規制委員会に対して、廃止措置計画変更認可申請を行いました。具体的には、第1段階（解体準備期間）で実施した残存放射能調査^{※3}の結果や廃止措置の進捗状況を踏まえ、第2段階（原子炉周辺設備解体撤去期間）以降の廃止措置計画の見直しを行うものです。

当社は今後、原子力規制委員会の審査に、真摯かつ的確、迅速に対応してまいります。

- ※1 廃止措置工程全体を大きく4段階に区分し、計画的に廃止措置を進めることから、2017年度（認可後）から開始し、2045年度までの約30年間で終了する計画
 - ・第1段階（解体準備期間）2017年度（認可後）～2021年度（約5年間）
 - ・第2段階（原子炉周辺設備解体撤去期間）2022年度～2035年度（14年間）
 - ・第3段階（原子炉領域解体撤去期間）2036年度～2041年度（6年間）
 - ・第4段階（建屋等解体撤去期間）2042年度～2045年度（4年間）
- ※2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第3項において準用する同法第12条の6第3項
- ※3 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に実施する管理区域内設備等の解体撤去工法や放射性廃棄物の処理方法の検討を行うため、管理区域内設備等に残存する放射能を評価し、汚染状況を把握すること

以上

添付資料：美浜発電所 1、2号機の廃止措置計画変更認可申請の概要

美浜発電所1、2号機 廃止措置計画変更認可申請の概要

1. 申請の概要

美浜発電所1、2号機は、これまでに実施した残存放射能調査※結果や2次系設備の解体の状況等を踏まえ、今後実施する工事等について、具体的な作業の内容等を計画に反映するため、廃止措置計画の変更認可申請を行った。

※原子炉周辺設備解体撤去期間以降に実施する管理区域内設備等の解体撤去工法や放射性廃棄物の処理方法の検討を行うため、管理区域内設備等に残存する放射能を評価し、汚染状況を把握すること。

(1) 今後実施する工事等

項目		実施時期	実施内容
解体工事	2次系設備の解体撤去	実施中～2041年度	放射性物質による汚染のないタービン建屋内等の機器（発電機、湿分分離加熱器等）を、過去の大型工事の経験（熱交換器取替等）を活用しつつ、解体撤去する
	原子炉周辺設備の解体撤去	2022～2041年度	管理区域内において、放射能レベルが低い設備・機器（1次系純水タンク、新燃料庫等）を優先的に解体撤去する
	原子炉領域の解体撤去	2036～2041年度	水中切断、遮へい、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を行った上で、原子炉容器、支持構造物、原子炉容器周囲のコンクリート壁を解体撤去する
	建屋等の解体	2042～2045年度	建屋内に汚染がないことを確認した上で管理区域を解除し、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等を解体する
燃料搬出	新燃料の搬出	実施中～2035年度	新燃料庫および使用済燃料ピットに貯蔵されている新燃料（残り72体）を搬出する
	使用済燃料の搬出	2022～2035年度	使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料（741体）を搬出する

(2) その他の主な変更内容

○使用済燃料ピット水の冷却が不要になることに伴い、以下のとおり性能維持施設に係る記載を変更（2号機のみ）

- ・使用済燃料貯蔵設備の冷却・浄化機能を、浄化機能のみへ変更
- ・非常用ディーゼル発電機を廃止措置計画に定める性能維持施設から削除

○残存放射能調査結果等を踏まえた、放射性固体廃棄物の推定発生量の見直し

放射能レベル区分		美浜発電所1、2号機合計の推定発生量（単位：トン）	
		今回申請	当初申請
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの（L1）	約150	約220
	放射能レベルの比較的低いもの（L2）	約1,410	約1,410
	放射能レベルの極めて低いもの（L3）	約4,880	約3,390
小計※		約6,420	約5,040
放射性物質として扱う必要のないもの（クリアランス）		約13,900	約7,600

※端数処理のため合計値が一致しないことがある。